

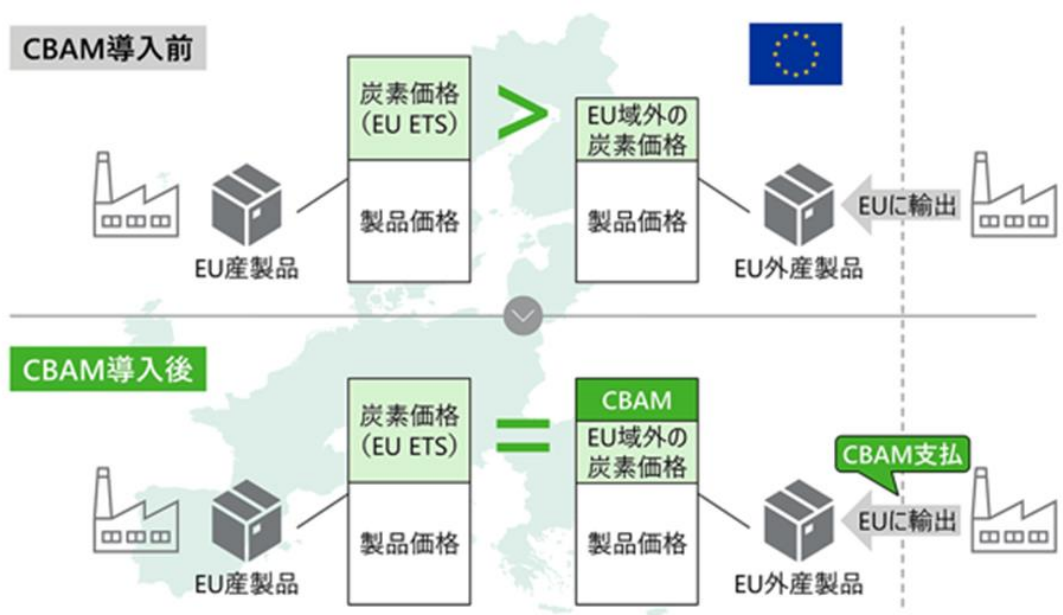
CBAM概要と最新動向 -2025年2月発表の変更点-

CBAM（炭素国境調整メカニズム）とは、EUが対象製品の輸入について、排出量に基づく輸入課金を求める措置のことです。

EUでは、2050年までにカーボンニュートラル達成を目指す「欧州グリーン・ディール」政策を推し進めています。その中間目標として、温室効果ガス（GHG）の排出量を2030年までに1990年比で55%以上削減することを掲げ、2021年に、この中間目標達成に向けた政策パッケージ「Fit for 55」を発表しています。その中で、すでに導入されているEU ETS（EU排出権取引制度）の改正と共に、新たにCBAMが導入されることが発表されました。EU ETS（EU排出権取引制度）とは、2005年からEU内で運用されている排出権取引制度のことで、排出量の大きい事業者に対して排出枠を設け、排出枠の超過分は市場で購入、逆に排出を抑えた場合は余剰分を市場で売却できる仕組みです。これにより、対象企業にGHG排出量削減の経済的インセンティブを与え、GHG排出量削減を促進することが狙いです。しかし、この仕組みを拡大していくと、EU域内で生産する企業は、GHG排出量に関する規制が緩やかなEU域外に生産拠点を移転する恐れがあります。こうした「カーボンリーケージ」のリスク低減とEU企業の競争力強化のため、EU ETSで課される炭素価格に対応した支払いを、輸入される対象製品にも課す制度が、CBAMです。

現2025年6月時点でのCBAMの対象製品は、セメント、鉄鋼、アルミニウム、肥料、電力、水素です。本格適用となる2026年以降、この対象製品をEUに輸入する企業は、輸入製品の生産工程におけるGHG排出量を報告し、EU ETSに基づく炭素価格に対応した価格のCBAM証書を購入することが義務付けられます。

（次ページへ続く）



出典：環境省『脱炭素ポータル』

CBAM概要と最新動向 -2025年2月発表の変更点-

2023年10月から2025年末までは移行期間となっており、2026年1月からの本格適用に向けた制度設計が進められてきました。欧州委員は、2025年2月に複数の法規制や規則の改善・調整を行うオムニバスパッケージの中で、CBAMを簡素化する案も発表しています。CBAMに関する大きな変更としては、対象事業者の範囲です。当初の案では、価格が150ユーロ未満の輸入品は免除されるとされていましたが、今回、対象製品の輸入量が年間50t未満の事業者は対象外とする内容に置き換える案が発表されました。これにより、CBAM対象製品を輸入する事業者の90%が免除される見込みですが、これは対象製品のGHG排出量の1%に留まるため、CBAMの効果は十分であることが想定されています。2025年2月時点では、当初、CBAMの対象となっていた多くの国内の中小企業も対象外の可能性が高くなったと言えます。一方で、対象セクターの拡大（下流製品、有機化合物・ポリマーなど）や製品排出量の算定範囲拡大（電力使用に伴う排出、輸送時の排出、投入する原材料の製造に伴う排出など）について、制度の見直しが検討されており、2026年以降に改正案が発表される見込みです。対象範囲が拡張された場合、影響を受ける国内企業が増える可能性もあります。さらに将来的には多くの工業製品にCBAMが適用されることも想定され、この場合、影響を受ける中小企業も多岐に渡るでしょう。

先の読みづらい規則の動向に対応するためには、定期的な情報収集と、自社の排出量の詳細を把握する仕組みを構築しておくことが重要です。

文責）(株)電通総研 神山恵里